

令和5年5月11日

保護者各位

筑陽学園中学・高等学校

高校校長 新田 光之助

中学校長 新田 光太郎

5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

晩春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のことと拝察いたします。また、平素より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症5類引き下げに伴い、学校保健安全法施行規則が変更されました。これに伴い本校の対策を下記の通りといたしますので、ご確認よろしく願いいたします。

記

I 新型コロナウイルス感染症対策

(1)基本的対策の継続

- ・教室などでの換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。
- ・家庭においては健康状態の把握をお願いします。

(2)補足

学校では、マスクの着用は個人の判断に委ねますが、医療機関や人が密集している場所ではマスクの着用を推奨します。また、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、身体的距離を確保するようにしてください。

II 新型コロナウイルス（インフルエンザ等を含む）への感染が疑われる場合

○無理して登校せず、医療機関を受診してください。受診に要した日は「出席停止」とします。

(1)診断結果が陰性の場合

診断が出された翌日以降は、登校しない場合欠席扱いとなります。

(2)診断結果が陽性の場合

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とします。

インフルエンザによる出席停止と同様に、受診した際に（後日でも可）医証（証明書）に医療機関で記入してもらい、担任に提出してください。医証（証明書）は本校ホームページよりダウンロードできます。

※1 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※2 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

III 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

原則としては欠席です。ただし、生徒本人・ご家族に基礎疾患があるなど、合理的な理由がある場合は「出席停止」とすることがあります。担任にご相談ください。